

【2020年1月29日に東芝機械に送信した電子メール】

東芝機械株式会社
富永様

取締役会の方々への連絡をお願い致します。

昨日（1月28日）付けの貴社の一連の開示文書を拝見いたしました。

弊社は、貴社に対し、「弊社子会社による公開買付けの受渡しは3月末日を超えないということが必須」であることを繰り返しご説明し、まずは早急に基準日を設定していただきたいということも繰り返しお願いしてきました。

貴社が早急に株主総会開催のための手続きを進めていれば、弊社子会社による公開買付けの受渡しは3月末日を超えない日程で公開買付期間を延長し、その期間内で株主総会を開催することは十分可能でした。

しかるに、貴社は総会開催のための手続きを遅々として進めようとしなかったため、貴社の昨日付け開示文書のスケジュールで公開買付期間を株主総会開催日まで延長すると、公開買付けの受渡しは3月末日を超えてしまいます。

これにより、例えば、貴社が東芝デバイスの公開買付けに応募してニューフレア株式の譲渡代金を得たことを理由に特別配当を行った場合、公開買付けの受渡しは3月末を超えてしまうと、弊社子会社は普通配当のみならずその特別配当を受けられず、配当額相当の損害を被ることになります（公開買付価格は配当落ちにはならないからです。）。この点は普通配当のみでも同様ですが、特別配当や大幅な増配が実施されれば、それだけ弊社子会社の損害が大きくなります（配当額によっては、その損害額は数十億円に達することも考えられます。）。

貴社は、昨日公表の株主総会の日程を決定するに当たって、上記損害についてどのように考慮されたのでしょうか。貴社が弊社子会社に上記損害を補償されるご予定なのでしょうか（この場合、貴社株主に多大の負担がかかることとなります。貴社経営陣の保身のために株主にこのような負担をかけてよいのでしょうか。）。それとも、公開買付けが終了した後に、株主総会を開催して買収防衛策の導入と発動について株主の意思を問おうというお考えなのでしょうか。

このようなご質問をしなければならないのも、ひとえに貴社が総会開催の手続きを迅速に進めることを怠ったことに起因します。速やかに（遅くとも明後日1月31日までに）ご回答願います。

株式会社オフィスサポート
福島啓修